

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査の手数料

令和6年4月1日施行

単位:円(消費税含む)

建築物の用途	床面積	低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査の手数料		
		単独審査	併願審査 (設計住宅性能評価併願)	
の 一 住 て 戸 宅 建	～ 200 m ² 以内	36,000	12,000	
	200 m ² 超 ～	38,000	12,000	
共同住宅・長屋 ※	① 住戸部分	～ 100 m ² 以内	36,000	16,000
		100 m ² 超 ～ 400 m ² 以内	64,000	32,000
		400 m ² 超 ～ 800 m ² 以内	90,000	45,000
		800 m ² 超 ～ 2,100 m ² 以内	120,000	60,000
		2,100 m ² 超 ～ 4,100 m ² 以内	167,000	84,000
	② 共用部分	4,100 m ² 超 ～ 8,300 m ² 以内	224,000	112,000
		8,300 m ² 超 ～ 16,500 m ² 以内	287,000	144,000
		16,500 m ² 超 ～ 24,750 m ² 以内	344,000	173,000
		24,750 m ² 超 ～	401,000	201,000
		～ 300 m ² 以内	93,000	47,000
② 共用部分	300 m ² 超 ～ 2,000 m ² 以内	139,000	70,000	
	2,000 m ² 超 ～ 5,000 m ² 以内	185,000	93,000	
	5,000 m ² 超 ～ 10,000 m ² 以内	229,000	114,000	
	10,000 m ² 超 ～ 25,000 m ² 以内	275,000	137,000	
	25,000 m ² 超 ～	321,000	160,000	

※ A:共同住宅・長屋の住戸部分のみ ……①

B:共同住宅・長屋の住棟 ……①+②(住棟及び住戸部分の場合も同額とす

※ 低炭素建築物新築等計画の変更に係る技術的審査の手数料は、上記で定められた手数料の2分の1の額とする。

※ 計画変更に係る手数料については、当初の申請書の受理が令和6年3月31日までの物件は、従前の手数料を適用します。